

令和元年9月9日

於・1002会議室（10階）

第1067回

電波監理審議會

電波監理審議會

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局） 電波法施行規則の一部を改正する省令案（基準無線局数の見直し 及び5G基地局に係る一部周波数の包括免許対象化） （諮問第21号）	1
3. 報告事項（総合通信基盤局） 「周波数再編アクションプラン（令和元年度改定版）」（案）	6
4. 諮問事項（情報流通行政局） BS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定 （諮問第22号）	19
5. 閉 会	33

開 会

○吉田会長 それでは、電波監理審議会を開会いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するようにご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局)

電波法施行規則の一部を改正する省令案 (基準無線局数の見直し及び5G基地局に係る一部周波数の包括免許対象化)

(諮問第21号)

○吉田会長 それでは、審議を開始いたします。9月いっぱいはいはクールビズということで、私ども上着をとらせていただいておりますので、どうぞ遠慮なく軽装で参加していただければと思います。

諮問第21号になりますが、電波法施行規則の一部を改正する省令案 (基準無線局数の見直し及び5G基地局に係る一部周波数の包括免許対象化) につきまして、根本電波利用料企画室長からご説明をお願いいたします。

○根本電波利用料企画室長 電波利用料企画室長の根本です。今回の改正事項についてご説明をさせていただきます。

まず1点目は、基準無線局数の見直しです。お手元の資料の諮問の概要の第1段をご覧くださいなのですが、電波法におきましては、従前は広域専用電波を使用する第一号の包括免許人、これは携帯電話の端末などの免許人でございますけれども、この免許人が同等の機能を有する特定無線局の区分、これは

例えば、携帯電話で1つの区分ということになりますが、その開設している無線局の数に応じて電波利用料を納めることとされています。つまり、IoTのように、無線局の数が膨大になると、その局数に伴う電波利用料も実際に妥当となる金額を超えて膨大になってしまいます。このため、当該金額に上限を設けてございます。その上限額は、この第1段の後段にございますように、基準無線局数に、使用する広域専用電波の幅などを掛けた数により算出することとさせていただきます。この基準無線局数というのは、括弧書きにございますように、電波の有効利用の程度を勘案して、総務省令で定める1MHz当たりの特定無線局の数ということになってございます。この基準無線局数の算定につきましては、制度導入当時の平成26年に、そのときの携帯電話が十分高密度に周波数を使用していると考えておりまして、その密度を概算により算出して規定をしております。具体的には平成26年の10月時点で、携帯電話端末の開設局数を見積りまして、その広域専用電波の幅で割った数として当時は80万局として、現在も80万局という数字を採用しているところです。

今般の電波法改正では、広域専用電波の対象につきまして、まず1点目は、専用の帯域のみならず共用の帯域も指定の対象としております。また、改めて指定範囲の上限を、従来は3GHzだったものを6GHzに引き上げることといたしております。つまり、広域専用電波、今後は「広域使用電波」と改称されますが、その広域使用電波の対象範囲が増えるということになります。この増加に伴いまして、先ほどの上限額、特にその基礎となる基準無線局数の算定の根拠が大きく変わるということになります。今般の法改正では、平成26年と同様の考え方によりまして、基準無線局数を改めて算定し、将来に反映するものです。

こちらにつきましては、より詳しい内容の資料が後でございます。お手元の資料をおめくりいただきますと、2ページ目、3ページ目は、電波利用料の枠

組みと、利用額算定の概要資料でございます。

4 ページ目が、今回の基準無線局数が適用される広域使用電波の新たな利用額表でございます。免許人の方にはこの表に基づきまして、周波数の幅に応じた課金分の金額をお納めいただくことになっております。その上で、無線局の数に応じた金額、課金もございまして、そちらも合わせた金額を電波利用料としてお納めいただいております。

その概要が、この5 ページの下にございますグラフ、左側でございます。下に周波数幅に応じて課金される部分というのが、この4 ページ目の表に基づく利用額でございます。その上にございます端末数、「無線局数に応じて課金」としたものが、先ほどの無線局1局当たりの課金でございまして、横軸を端末数といたしますと、数が増えれば増えるほど際限なく利用額が増えるということになります。こうした利用額がそのままI o Tなどに当てはめられますと、I o Tの普及発展に多大な支障となってまいります。このため、右の図のように、平成26年度では、事業者ごとに無線局密度による上限額を設けまして、その上限額を超える分の負担は求めないということにしたものです。

7 ページは、基準無線局数の算定についての詳細でございます。各事業者の実測に即した周波数の幅と、無線局の開設数の見込みによりまして、今回は基準無線局数を40万局と算定しております。

ちなみに8 ページが、前回の算定の際の同様の資料でございます。当時は対象となる周波数が比較的使いやすい、低い帯域に限られておりましたので、無線局が込み合っても使うことができるということがございまして、当時は80万局となっております。

以上が、1点目の諮問事項の内容でございます。

本件はそのほかにもう一点の改正事項といたしまして、5Gの基地局のうち、一部の周波数を使用するものを包括免許の対象とする改正内容もでございます。

10 ページ目に、「電波法施行規則第15条の3の改正概要」としておりますけれども、こちらにございますように5Gの割当周波数が複数ございます。このうち4.5～4.6GHzまでの周波数を包括免許の対象とすることとし、その技術基準、具体的には設備規則の該当条項でございますけれども、その規定をもって包括免許の対象に追加するものでございます。その他の5Gの周波数につきましては、人工衛星との通信などと共用がございますので、今回は包括免許の対象には含めず、包括免許として運用できるものだけを包括免許の対象として関係規定を改正するものです。

私からの説明としては、以上となります。よろしく願いいたします。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○兼松代理 非常に基本的な、根本的なことで申し訳ないのですが、基準無線局数を算定するのに、見込み無線局数を周波数幅で割るという式は、どうしてこのような式を使うことになったのでしょうか。

○根本電波利用料企画室長 お答え申し上げます。基本的には無線局の開設の限界というものは、おそらく無線局の密度であろうという前提に立ってございまして、例えば、2倍の周波数があれば、2倍の無線局数が開設できるものだということといたしますと、各事業者の方が周波数を有効に利用できる指標というのは、自然と無線局の周波数ごと、物理的な区域ごとの密度となります。こちらの基準無線局数、先ほどの説明の上では、「帯域などで割って」とご説明申し上げましたが、実際の計算上は、「など」というのが、地理的な係数でございまして、実際には周波数の幅と無線局が利用される地域それぞれで割った形となっております。いずれにしても無線局が実際に詰め込める限界というものは密度で表すべきだという前提に立って、このような計算をしております。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○兼松代理 はい。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

少し確認させていただきたいのですけれども、平成26年の電波法改正において、スマートメーターとか、マシーンtoマシーン・コミュニケーション等の普及を促進する観点から、電波利用料に上限額を設定したとご説明をいただいたのですけれども、今のスマートメーターなどは、すべて先ほどご説明いただいた周波数の中に納まっているのでしょうか。今後、算定に使われた周波数の中でスマートメーターとか、マシーンtoマシーンがどんどん増えてきたとしても、さっきご説明いただいた1MHz当たり40万局で常に抑えていくと考えておられるのでしょうか？

○根本電波利用料企画室長 はい。お答え申し上げます。スマートメーターに用いられます無線機器は大きく2つございまして、免許不要局と、今回のように包括免許の対象になるものです。このうち免許不要局のものにつきましては小電力であることと、混信防止機能がついておりますので、いくら増えても問題はございません。また、電波利用料も免許局ではございませんので、そもそもいただいておりません。残りの包括免許の無線局につきましては、一定の電波法上の管理が必要となりますので、電波利用料の対象としております。その無線局につきましては、携帯電話の周波数の中に今現在使用しているものは限られておりまして、そのものにつきましては、40万局の範囲内で十分に運用できると見込んでおります。

○吉田会長 ありがとうございます。

あともう一点、非常に細かいのですけれども、7ページ、8ページの委員限りの資料のところ算定の式が挙がっております。この中で全国を1.0といたしまして、東名阪とか関東で免許をされた分については、ある係数が掛かっ

ておりまして、各ページの下部に「地域係数」と書かれているのですけれども、この数値は各地域内の無線局数の割合のようなものと理解してよろしいのでしょうか。

○根本電波利用料企画室長 はい。おっしゃるとおりでして、こちらは地理的な広さだけを勘案したものではございませんで、電波法の中で電波利用料の係数として用いるよう、無線局の存在の比率も勘案して計算した重みづけがなされております。ですので、無線局があまりない地域につきましては、そもそも低く算定されるということになってございます。

○吉田会長 今回と平成26年改正時の地域係数を比較しますと、何か微妙に数値が変わっていたので気になった次第です。これは、この間の無線局数の増減が反映された結果、少し値が変わってきているということですね。

○根本電波利用料企画室長 はい、おっしゃるとおりです。

○吉田会長 ほかに先生方、よろしいでしょうか。

それでは、特にほかにご意見等ないようでしたら、諮問第21号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

報告事項（総合通信基盤局）

「周波数再編アクションプラン（令和元年度改定版）（案）」に対する意見募集の結果

○吉田会長 それでは、次に報告事項になりますが、「周波数再編アクションプ

ラン（令和元年度改定版）（案）」に対する意見募集の結果につきまして、布施田電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 それでは、報告説明資料に基づきまして説明させていただきます。ページをめくっていただきまして、右肩上の2ページ目でございます。

この「周波数再編アクションプラン」は、長期的かつ短期的な視点で周波数再編を実施すべき内容を示しているものでございまして、定期的に改定し、公表をしております。今回、改定するポイントは、大きく2つございまして、1つ目は5Gとローカル5Gの今後の追加の割当ての可能性のある周波数帯を示しております。

2つ目は、既存の無線システムと、新たに入ってくる無線システムのダイナミックな周波数共用の可能性のある周波数を示すとともに、制度整備をしていくことを示したところでございます。

下の図に流れが書いてございますが、7月の電波監理審議会でこの案をご紹介、報告させていただいて、その後1カ月間パブリックコメントをいたしまして、今回、提出された主な意見と、それに対する考え方を報告させていただきます。

3ページから振り返りになりますが、この「周波数再編アクションプラン」の主なポイントをご紹介させていただきます。

3ページ中ほどの2ポツの「重点的取組」をご覧ください。（1）が5G関連でございまして、①に5Gの今後、追加割当ての可能性のある周波数帯3つを示しております。

また、②のローカル5Gにつきましては、28.2-28.3GHz帯に早期割当てを行うとともに、今後の追加割当てを行う周波数帯2つを示したところでございます。

下の（２）の「ダイナミックな周波数共用の推進」でございますが、ダイナミックな周波数共用システムを検討する具体的な周波数帯を明記するとともに、制度整備を含めた検討を行うというところを示したものでございます。

次の４ページ目で、（３）「自動運転及びConnected Car社会の実現に向けた対応」でございますが、これはその周波数に既存の無線システムがございますので、これらとの周波数の共用を含めた技術的条件につきまして、今年度末までをめどに検討するというところを記したところでございます。

（４）、V-H i g h帯域につきましては、今年の７月にV-H i g h帯域での特定実験試験局等の制度を導入いたしまして、今後、実験を進めまして、その結果も取りまとめ、令和２年度末までに今後の動向を見極めた上で、周波数の割当方針などを策定すると示したところでございます。

（５）は４K・８Kの関係でございます。今後、新４K・８K衛星放送が広がっていく中において、受信機の間周波数が既存無線システムに影響を与えるということでございますので、これを回避するための受信設備の改修に係る助成制度や漏洩対策などの環境整備に取り組むということを示したところでございます。

（６）、オリンピック・パラリンピック対応につきましては、官官・官民を含む周波数共用のための実証を引き続き進めていくことを示してございます。

次の５ページで、（７）「公共用周波数の周波数有効利用の促進」でございます。公共安全の分野にLTE技術を活用することで、「公共安全LTE」と申ししておりますが、これにつきまして、本年度は調査検討を踏まえつつ、今後、技術的検証、制度的検討を進めると書いたところでございます。

（８）「電波の利用状況調査の拡充」でございます。今後、電波監理審議会がこの利用状況調査全般に関与できる体制を検討していくとともに、そのために本年度中に必要な制度整備を行うというところを記してございます。

(9)、地域BWAの関連でございます。地域BWAが利用されていない地域においては、自営用途に使用可能とすべく、本年中に制度整備を行うということ。また、一定期間経過後におきましては、地域BWAの在り方の見直しも検討するということを記したところでございます。

6ページをご覧ください。今、申し上げましたアクションプランの案を今年の7月から1カ月間、パブリックコメントをいたしました。そこに書かれております、204者の方から意見提出をいただいたところでございます。主な意見を次のページからご紹介させていただきます。

まず、7ページ目でございますが、これは5Gの円滑な導入に向けた対応についてでございます。7ページはソフトバンクとWireless City Planningからの意見でございます。中ほど3つ目のポツでございますが、5Gの主な機能である高速性については、広い帯域幅が必要で、高い周波数帯の割当てが重要。また、mMTC、多数接続、または低遅延のためには、伝搬特性に優れた低い周波数帯の利用が適切であることから、高い周波数帯とともに低い既存周波数帯での5Gの導入を進めていくことが重要という意見をいただいております。これにつきましては、「今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます」とまとめたところでございます。

次の8ページ目は、ドコモとKDDIからの意見でございます。

まず、一番上のポツでございますが、終了促進措置の活用、ダイナミック周波数共用の適用によって、5Gの導入を進めていくことについては賛同するというところでございます。

2つ目のポツでございますが、また、携帯電話事業者は既存システムがございましたので、4.6-4.8GHzの周波数帯の割り当ての際には、既存システムへの配慮をするようにということが記載されているところでございます。こちらにつきましても、「賛同意見として承るとともに、今後の検討の際に考慮させていた

だきます」としているところでございます。

続きまして、9ページでございます。楽天モバイルから多くの意見がございますが、全て賛同意見でございます。

次の10ページは、ジュピターテレコムと日本ケーブルテレビ連盟からの意見でございます。

まず、ジュピターテレコムでございますが、5G、ローカル5Gの導入につきましては賛同いたしますというコメントがございます。また、ジュピターテレコムの上から3つ目のポツにございますが、「ケーブルテレビ事業者へも全国事業者同様の「帯域免許」を検討いただくことを要望いたします」というコメントがございました。右側に、これに対する考え方でございますが、「ローカル5Gはさまざまな主体が柔軟に構築していくシステムと考えてございますので、全国規模での帯域免許とは別に検討を進めていくことが適当と考えます」と書かせていただいております。

また、下の日本ケーブルテレビ連盟からの意見につきましては、下から2つ目のポツの最後でございますが、「地域事業者がローカル5Gを積極的に活用できる制度、運用ルールを担保することを要望します」というコメントがございまして、こちらは「今後の参考にさせていただきます」としたところでございます。

次に11ページが、「ダイナミックな周波数共用の推進」に対するコメントでございます。こちらは携帯電話事業者からのコメントでございますが、全て賛同いたしますということでございます。

続きまして、同じ12ページ目でございます。同じ「ダイナミック周波数共用の推進」でございますが、日本民間放送連盟、TBS、テレビ朝日からのコメントでございます。民間放送連盟の1ポツにありますとおり、2.3GHz帯では放送事業用の既存システム、FPUがございます。また、5.9GHz帯にも同

様に放送事業用のFPUがございますので、「既存免許人の意見を十分に聴取した上で、慎重かつ丁寧に検討を行うよう、要望いたします」という意見でございます。

これに対する考え方でございますが、「意見を十分に聴取するとともに、配慮して検討を進めます」とまとめたところでございます。下のTBS、テレビ朝日も同様のご意見でございます。

次の13ページでございます。同様に放送事業者からの意見でございます。1つ目は中京テレビ放送でございますが、放送用無線システムについては、優先的に「割り込み」を可能とするような形態の要望がございました。

また、日本テレビ放送網からは、2つ目のポツの最後でございますが、「後発システムの免許人が費用を負担する仕組みの検討が必要」というコメントでございます。

毎日放送でございますが、最後にコメントがございますが、「基本的には周波数共用は困難である」といただいているところでございます。

これらに対しましては、「既存無線システムの運用に配慮しながら検討を進めていきます」とまとめているところでございます。

続いて14ページ目は、日本ケーブルテレビ連盟からのコメントでございます。こちら地域BWAの帯域での周波数共用については、既存システムを考慮して検討することを要望されてございます。これに対しても、配慮して検討を進めてまいります。

その下のデンソーからの意見は、ITS関連でございまして、5.8GHz帯の既存のITSサービスの影響についても十分な配慮をお願いしたいということでございまして、こちらに対しても、配慮して検討を進めてまいります。

続きまして、15ページは自動運転、Connected Carの関連でございます。ITS Connect推進協議会からの意見でございます。3ポツ目の最後になります

が、「電波の有効利用の観点から、既存の規格やサービスの活用・普及を優先し、同じようなサービスに複数の周波数帯を重複して割り当てることがないように検討頂きたい」ということがございます。

こちらにつきましては、現在、I T S用の周波数帯に7 6 0 M H z帯がございいますが、これも念頭に置きながら検討していくということを回答したところでございます。

続きまして1 6 ページは、トヨタ自動車からの意見でございます。2つ目のポツで、「国際的に調和の取れた周波数帯（5.9GHz帯）」と記するところがございます。これにつきましては、「調和の取れた」と書いてあるけれども、欧米中等の間では、さまざまな規格があるので、「慎重に見極めるべき」という意見でございますので、考え方では、「国際的な動向については、引き続き注視してまいります」とまとめているところでございます。

次の1 7 ページ、デンソーからの意見でございます。1つ目のポツの中ほどでございますが、「車載機器の使用年数を考慮した長期的な計画についての業界合意が必要」という意見でございます。これは今後の参考にさせていただきます。

下は住友電気工業からの意見でございます。2ポツ目の最後でございますけれども、「7 6 0 M H z帯の既存無線システム」も検討対象に含めることを要望する意見です。そのとおりになっておりますので、「検討してまいります」というコメントにしてございます。

1 8 ページでございます。上がクアルコムジャパンでございます。1つ目が、5.9GHz帯をI T S周波数として確保することを希望するということ。

2つ目のポツは、C - V 2 X、これはセルラーの技術を活かした車の通信でございますが、これらの取組をさらに活発化される必要があるということでございます。これも、参考として承らせていただきます。

次、19ページは、放送事業者からの意見でございます。ITSで検討されている5.9GHz帯には放送事業者のシステムがあるということでございますので、慎重かつ丁寧な議論をしていただきたいという要望でございます。右側の考え方が、そのとおり配慮するというところでございます。

一番下は無線LANビジネス推進連絡会からの意見でございます。5.8GHz帯は、海外では無線LANへの割当てがございますので、それも考慮した検討が必要ということでございます。こちらも、国内外の動向について注視して対応していきますとしてございます。

20ページ目で、V-High帯域でございます。下側がジュピターテレコムからの意見で、その1つ目のポツでございますが、このV-High帯域の周波数帯は、ケーブルテレビではケーブルの中の信号に使われているところでございますので、そのサービスへの影響を懸念しているということでございました。これも、今後の検討の参考とさせていただきます。

21ページが、4K・8Kの関係でございます。ソフトバンクとWireless City Planningからの意見です。

2つ目のポツでございますが、その中間周波数が現在のBWAの周波数と重複するような4K・8Kのチャンネルの追加に当たっては、その影響を確認して検討するようにと要望されているところでございます。こちらも、参考とさせていただきます。

22ページが、電波利用状況調査でございます。1つ目は、日本テレビ放送網からの意見で、電波監理審議会への関与について、具体的にどのような関与をするのか説明がほしい、また、免許人に過度な負担がかからない調査になるように配慮してほしいという意見でございました。

これに対する考え方で、電波監理審議会はこの調査全体の方針などを検討するというところで、幾つか具体的な事項を記しているところでございます。

中ほどのソフトバンクからのご意見でございますが、電波利用状況調査の結果として、個社の経営情報に関する内容も含まれますので、その公表に当たっては慎重な対応を希望するというところでございます。

これに対する考え方では、個社の経営情報に類する内容もでございますので、昨年同様、適切な公表内容として取り組んでまいりますということを書かせていただいております。

次の23ページ目も地域BWAでございます。ジュピターテレコムからの意見でございますが、一番下のところに事業者の要件に関し、「ケーブルテレビ業界で50%以上のシェアを有しているJ:COMグループが免許を取得できない」ということで、事業者要件の緩和も検討されることを要望する意見でございます。

考え方に記してございますが、この地域BWA周波数帯は、まず自営BWAの制度整備を予定してございます。一定期間経過後、地域BWAの利用が依然として低い水準である場合には、その制度の在り方を見直していくということでございますので、その際の参考とさせていただきます。

続きまして、24ページ目でございます。日本ケーブルテレビ連盟からの意見でございますが、2つ目のポツの最後で、「地域BWAの一層の活用と普及の観点から、全国移動通信網を活用できる相互接続ルールの整備が必要」ということでございます。こちらも、今後の検討の参考とさせていただきます。

次の26ページから27ページまでは、アマチュア無線に関する意見でございます。MF帯、すなわち中波帯の周波数の開放でございます。1.9MHz、3.5MHz、3.8MHz帯につきまして、多くの海外ではアマチュア無線に使えるようになってございますので、それと調和を合わせていただきたいという意見でございます。

これにつきましては、今回のアクションプランに、本年度中に検討を開始す

ると書いてますので、その内容に賛同する意見ということで、参考とさせていただきます。というところでございます。

28ページまで飛ばさせていただきます、同じアマチュア無線の項目への意見でございますが、ある個人の方からは、アマチュア無線局数が減少しているのに割当周波数を拡大する必要はありません、という意見も頂いております。これも、参考とさせていただきます。

29ページから31ページまでは、センサーネットワーク、280MHz帯への意見でございます。280MHz帯はこれまでページャー、いわゆるポケベルに使っていたところでございますが、現在、サービスが縮小して空いているところでございます。ここに対して、ミライト・テクノロジーズと、複数の自治体の水道局の関係者から意見がございました。過去数年間にわたり、この周波数帯において水道スマートメータの実験を続けてきたということ、技術的実証も行われていることから、「極力早期の制度化を希望します」ということでございます。

総務省の考え方といたしましては、いただいた意見も参考にして、280MHz帯のセンサーネットワークの導入に向け、本年度中に速やかに検討を開始するとまとめたところでございます。

以上、全体としては約二百件いただいた意見から、主な内容と、それに対する考え方を紹介させていただきました。本日報告させていただきます。電波監理審議会終了後、公表させていただく予定でございます。説明は以上でございます。

○吉田会長 詳細なご説明、どうもありがとうございました。合計204者からこのような貴重なご意見があったということで、ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、何か委員の皆様方からご質問とか、ご意見がございましたら、お願いいたします。はい。

○林委員 詳細なご説明ありがとうございます。かつ、いただいた意見も賛同意見がほとんどのようで、素晴らしいと思いました。その上で教えていただきたいのです。3 ページ、ローカル5 Gの話で、この言葉は新聞やいろいろなメディアなどでよく聞くのですけれども、この間、5 Gの割当てが行われたときは、いわば「キャリア5 G」ですが、この「ローカル5 G」というのは、いわゆる自営系の5 Gのことですよね。

○布施田電波政策課長 はい。

○林委員 キャリア5 Gのときも、たしか割当てのときに産業展開の可能性のある場所とか、あるいは地方での早期展開を行うことが義務づけられているといったことが特徴として挙げられていると思うのですけれども、そういう意味でローカル5 Gとある意味利用が競合するという部分もあると思うのです。そうするとローカル5 G、すなわち自営用5 Gとキャリア5 Gがですね。ローカル5 Gは利用者が限定されていくという意味での違いなのか、キャリア5 Gと競合するサービスの部分はどう整理していいのかというのを1つお聞きしたい。というのも、ローカル5 Gについてはさまざまなアイデアは出されているものの、従来のLTEを用いた通信サービスとは質的に異なった商用サービスの具体的なプランをいまだ見聞きしたことがないものですから、お尋ねする次第です。

もう一つ、電波干渉の点ですけれども、ローカル5 G用の割当て周波数帯は、4.5 GHz帯と、2.8 GHz帯ですよね。あれはたしかあの周波数帯は公共用業務システムとの共用だったり、衛星通信事業者との共用だったと思うのですけれども、そうすると他のシステムとの干渉への十分な配慮が必要で、他システムとの周波数共用条件は調整済みだとは思いますが、それを踏まえても、どうしてもスポット的なエリア利用とか、あるいは屋内利用だとか、そういうことが基本だと思うのです。その点について十分な備えが必要じゃないかと思った

ので、その点についても何かご知見をご教示いただけることがございましたら、教えていただけますか。

以上です。

○布施田電波政策課長 はい。まず、周波数の割当ての観点から、後半にご指摘いただきました4.6、4.8GHz帯での可能性でございますが、ここは公共業務用の無線がある程度の地域で使われてございますので、限定的なエリアとして使うか、屋内利用として使うこと等を想定してございます。

また、28.3-29.1GHz帯につきましては、現在衛星通信システムに使われてございますので、ローカル5Gで設置可能な基地局等の数を制限するのか、屋内利用とするのかということになるかと思えます。いずれにしても技術的な条件につきましては、今後、審議会で検討を行った上で、取りまとめる予定でございます。

ローカル5Gとキャリア5Gの、ユースケースの競合は想定されますよね。

○荻原移動通信課長 はい。今、ご指摘いただきましたように、5Gを利用するという意味では、例えば、スマート農業でしたり、あるいは工場での中の利用というのは、全国キャリアの5Gのサービスの中でも提供されようとしています。ローカル5Gは、資料にございますように、そういったニーズに応じてだれでも免許を取って、自営システムとして構築できるという特徴があります。基本的には地域のいろいろな課題解決に5Gが役立つということが重要であって、工場の人とか、農家の方が、5Gを利用しようとしたときにキャリアのネットワークが展開されてくるのを待ってサービスを受けてもいいし、あるいは、それに何年かかかるというのであれば、自分で自分が求めるシステムの構築もできる。要するに、利用者からみると5Gを使う選択肢を広げるという位置づけかと認識しております。

○林委員 ユースケースがかぶるというのもある種、想定されているというか、

どちらでやるかは使う側が考えるというか、そういうことでいいですか。

○萩原移動通信課長 はい。

○林委員 わかりました。どうもありがとうございました。

○吉田会長 はい。ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 ローカル5Gについて、今度、電気通信事業の包括的検証特別委員会のワーキンググループで11日ですか、ヒアリングをすることになっており、その事前説明を今、聞いてきたばかりだったので、こういうことこそ電波監理審議会で事前にご説明いただいたほうがいいのではないかという話を、ご説明いただいた方には申し上げたところです。狭い範囲で、自営でそういうことができるのだけでも、その電波の端末、例えば、一步外に出たときのローミングの問題とか、キャリアとの関係とか、NTT東西とドコモとの関係とか、いろいろ課題があるみたいなので、12月に申請受付が開始されると伺っていますが、その前にこの場でも、審議会でなくても事前の説明でもどこでも、少し何が課題になっているのかは共有していただいたほうがいいのではないのかと、思っているところです。

○布施田電波政策課長 はい。ローカル5Gにつきましては、今後、免許受付のための制度整備をしていきますので、近々、電波監理審議会でも諮問させていただきます。それに向けて、事前の説明を含め、十分にご説明させていただきたいと思います。

○長田委員 お願いします。

○吉田会長 ほかによろしいでしょうか。今回、二百数者の方からこのように貴重なご意見をいただきまして、おおむね賛同する意見が多かったかと思いますが、それぞれについてこれまでの経緯とか、今後の見通しとか、いろいろなことを踏まえまして、それなりの要望が書かれているところもあったように思います。そういう意味では、総務省の舵取りがこれから非常に難しい局面も出

てくるかと思いますが、この分野、国民の皆さんの期待が大変大きいところでもありますので、日本の電波利用がますます発展するように大所高所からうまく舵を切っていただければと期待いたします。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。

○吉田会長 それでは、本報告事項につきましては、終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退出をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○吉田会長 それでは、情報流通行政局の職員に入室するよう、連絡をお願いします。

(情報流通行政局職員入室)

○吉田会長 それでは、審議を再開いたします。はじめに、先日の7月の異動で着任されました、吉田大臣官房審議官が当審議会初めてのご出席となりますので、一言ごあいさつをお願いいたします。

○吉田大臣官房審議官 吉田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○吉田会長 よろしくをお願いいたします。

諮問事項（情報流通行政局）

B S 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定

(諮問第22号)

○吉田会長 それでは、審議を始めます。

諮問第22号になりますが、B S 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定につ

きまして、吉田衛星・地域放送課長からご説明をお願いいたします。

○吉田衛星・地域放送課長 吉田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、諮問第22号を説明資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。4ページをご覧ください。「BS放送の認定に係る審査について(案)」という資料でございます。

はじめに、5ページの「認定の背景」についてご説明をさせていただきたいと思っております。昨年11月に衛星放送協会からBS放送(右旋)に関しまして、計42スロット分を協会会員社から自主返上する旨の報告を受けました。これにより新たに使用可能となった帯域につきまして、今年の3月13日から5月13日の間、新規参入等に係る認定申請受付を行いました。右旋では現在、4Kの6番組、ハイビジョン画質の放送番組28番組、そして標準画質の番組1番組が放送されております。

6ページをご覧ください。今回のスロットの返上により、各トランスポンダの一部の帯域が空きますので、これらを束ねていくことにより帯域を確保し、新規番組を認定することによって周波数の有効利用等図ってまいりたいということでございます。

7ページをご覧ください。認定手続きの概要、流れについてまとめてございます。「1 使用可能な周波数」、空き周波数ができたことにより、これを使用して放送を行おうとする者は、放送法第93条に基づき、総務大臣の認定を受けることが必要でございます。

「2 審査基準の概要」、パブリックコメント等を経た上で、本年2月26日にこの審査基準を改正し、公表をさせていただきます。内容につきましては、また後ほどご説明をさせていただきます。

「3 申請の概要」でございます。審査基準を改正、公表した後、本年3月

から申請を受け付けました。その結果、ハイビジョン画質による放送を希望する9番組、標準画質による放送を希望する1番組の申請がございました。このとき、同時に4K・8K放送を行うBS（左旋）及び東経110度CS（左旋）の申請も行いましたが、こちらについては、申請提出はなかったという結果でした。

「4 審査の実施」、審査基準に基づいて今般審査を実施し、「5 審査の結果」、認定することが適当な番組に関する案を作成いたしましたので、放送法第177条第1項に基づき、電波監理審議会に諮問させていただきました。

それでは、8ページ以降、ご説明させていただきたいと思います。「使用可能な周波数」について、自主的に返上するという申し出のあった42スロットに加えて、今回の審査の過程で認定を停止条件として返上される、新たに生ずる空き周波数6スロットを見込んでございまして、認定可能なスロット数は計48スロットになってございます。

9ページ、「審査の流れ」について、まとめております。まず、大きく3段階に分かれます。「絶対審査」、「第一次比較審査」、「第二次比較審査」という段階になっております。

絶対審査でございますが、放送法第93条第1項及び審査基準第6条に基づきまして、放送を実施する上で必ず満たすべき条件への適合性を審査しております。この絶対審査におきましては、1つの項目でも不適合があれば、この段階で認定拒否ということになります。

次に第一次比較審査に進みまして、審査基準第7条に基づいて実施いたしますが、4点の基準への適合性を審査し、すべての基準を満たす申請を優先していくこととなります。

その後、第二次比較審査となります。ここも2段階に分かれてございまして、以下の手順で審査することが審査基準第7条で定められております。

まず、既存の標準画質の番組をハイビジョン画質に高度化する申請について、優先することとしております。その上で、その他の申請につきまして、指定できる周波数がある場合には、11項目により比較審査を行って総合評価を行うことになってございます。

10ページ、第二次比較審査の内容につきまして記載しております。

11ページをご覧ください。申請があった番組は、この一覧のとおりです。各社の概要を簡単にご説明させていただきます。

1番のKNTVは、韓流ドラマや映画、またK-POPなどの韓国を中心としたエンターテインメント番組を放送する申請内容となっております。

2番のよしもとチャンネルは、吉本興業所属のタレント等を起用したバラエティや、情報番組、また教養番組なども放送する申請内容となっております。

3番のキノテレビジョンチャンネルは、映画、ファッション、スポーツといったカルチャー情報を中心とした番組を放送する申請内容となっております。

4番のBS Japanet Nextは、Jリーグのサッカー等のスポーツ番組や地域創生番組等をスマホアプリと連動しつつ放送する申請内容となっております。

5番の時代劇専門チャンネルは、時代劇にまつわる作品を中心に放送する申請内容となっております。

6番のBS松竹東急は、松竹グループの映画や歌舞伎といった舞台作品、また若者向けにeスポーツなどの趣味の番組を放送する申請内容となっております。

7番の4GTVチャンネルは、制作手法が今までの番組と違うということで、広告代理店を介さずにスポンサーが直接企画して制作していくものを中心に放送する申請内容となっております。

8番のDiablo TVは、青少年向けのゲームやアニメ、また、競艇や競輪、オートスポーツなどといった公営競技などの番組を放送する申請内容となっております。

ります。

9番のディズニー・チャンネルは、ディズニーアニメや映画、ディズニーランドの最新アトラクションを紹介する番組などを放送する申請内容となっております。また、既存の標準画質の番組を今回ハイビジョンに高度化する申請内容となっております。

12ページをご覧ください。ここから実際の審査の内容となります。まず、絶対審査につきましては、結果をご覧いただきたいと思いますが、1番組が審査基準第6条(5)「マスメディア集中排除原則への適合性」要件を満たさないということで、この結果をもって認定拒否ということになってございます。

13ページをご覧ください。第一次比較審査に進んでまいります。

審査の結果、1番組が「字幕番組の充実」の字幕付与率が5割以上という基準に適合しないということになりました。その他の7番組につきましては、すべての基準を満たしておりましたので、当該1番組についてはここで劣後するということとなります。

14ページをご覧ください。ここから第二次比較審査に入ります。第二次比較審査、まず「(1)既存の標準画質の番組の高度化に係る審査」ということで、ディズニー・チャンネルがこの基準に該当しますので、これを優先的に認定番組とするという結果となっております。これによりまして、当該1番組に12スロットを割り当てることとなりますので、最初に申し上げていた48スロットが36になるということでございます。これが第二次比較審査の第1ステップでございます。

15ページをご覧ください。ここから第二次比較審査の第2ステップとなります。「(1)の認定後の空き周波数における審査」ということございまして、今までの審査を通過した6つの番組が審査対象となるということでございます。具体的には、次の方法で審査を行いました。

まず、先ほどの11の審査項目ごとに以下の方針により優位性を判断しております。審査基準に従いまして、適合する度合いがより高いものを優位とします。今回は2段階で評価する事項と3段階で評価する事項がございます。また、ある審査項目についてすべての番組の優位性に差がない場合は、特段、評価を行わないこととします。

その上で、最終的に優位とされた審査項目のより多い申請番組について、指定可能な周波数の範囲で認定してまいります。このとき、各基準への適合の度合いが総合的に同程度となった場合には、審査基準第7条別紙3に基づきまして、「放送番組の視聴需要」の項目への適合性がより高い申請番組を優先して認定するということとさせていただきます。

16ページ「結果」をご覧ください。アのところで11の項目につきまして審査をいたしましたところ、7つの項目については「申請番組間に差はない」と評価いたしました。4項目については「優位」と評価する番組を決めております。

まず、①「資金調達の適正性及び確実性」につきましても、いずれの申請番組も調達方法を明記した上で、確実性を示す証拠書類等添付されておりますため、「申請番組間に差はない」と評価しました。

②の「収支の適正性及び確実性」につきましても、事業収支に関して一定の合理性ある積算があり、またすべて「事業開始後、営業利益が5年以内に黒字化達成」という申請内容になっておりますので、この項目についても「申請番組間に差はない」と評価しました。

17ページをご覧ください。③「事業者の多様性」につきましても、申請の際、その申請者が既存の衛星基幹放送事業者であるかどうかで評価をしております。その結果、衛星基幹放送事業者でない5番組を「優位」と評価しました。

④「放送番組の多様性」でございます。特定分野への偏りがなく、より放送分野の多様性の確保に資するものであるかどうかという観点で、3段階の評価

をしております。教育または教養番組、報道番組及び娯楽番組といったものを幅広く行う総合放送を行う場合、あるいは専門放送であって、放送時間全体で最も大きな割合を占めるジャンルの割合が3割未満の番組については「最も優位」と、「次いで優位」は専門放送であってその割合が3割以上5割未満である場合、「優位でない」は専門放送であって5割以上の割合の番組の場合に評価をしました。

この結果、3番組を「最も優位」と、2番組を「次いで優位」と評価しております。

⑤「広告放送の割合」につきましては、すべての申請番組が3割を超えないということでありましたので、「申請番組間に差はない」と評価いたしました。

18ページをご覧ください。⑥「青少年の保護」の評価の観点といたしましては、青少年保護措置を必要とする番組をそもそも放送しない、あるいは、放送する場合に、放送時間帯の配慮、本編前のテロップ等表示、番宣枠等での表示を講ずるといった措置を行うこととしているかどうかを評価の観点といたしました。審査の結果、いずれの番組もそういった措置を必要とする番組を放送しないものであるか、また、放送する場合はここに記載した措置をすべて講ずるという申請内容でしたので、「申請番組間に差はない」と評価しました。

⑦「字幕番組等の充実」につきましては、字幕を付与する放送番組の占める割合、及び解説を付与する放送番組の占める割合の高さにより評価しました。総務省において「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」というものを昨年策定しており、字幕番組は2027年度までに放送番組50%以上に付与しましょう、解説番組は、5%以上に付与することに努めましょうということになっており、この指針の目標等も勘案いたしまして、評価の観点を定めたものです。

「評価の結果」でございますが、字幕付与率につきましては、いずれの申請

番組も75%以上に達しているため、「申請番組間に差はない」と評価いたしました。解説付与率につきましては、2番組を「最も優位」、別の2番組を「次いで優位」と評価いたしました。この結果、この項目全体として、2番組を「最も優位」、他の2番組を「次いで優位」と評価してございます。

19ページでございます。⑧「放送番組の高画質性」につきましては、「評価の結果」でございますが、いずれの申請番組も高精細度テレビジョン放送の割合が75%以上であるということで、「申請番組間に差はない」と評価しました。

また、⑨「災害に関する放送の実施」につきましては、緊急地震速報の発信、あるいは気象警報等の各種警報の発信、Jアラート情報の発信等の措置を行うこととしているかどうかという観点で評価をいたしました。これは3つともやっていたら「最も優位」ということになりましたが、「評価の結果」で、いずれの番組も緊急地震速報と各種警報の発信はいたしますが、Jアラート情報の発信は実施しないため、結果的には「申請番組間に差はない」と評価いたしました。

⑩でございます。「放送番組の視聴需要」については、総務省が実施した視聴需要調査の結果に基づいて評価することとしております。調査の概要でございます。インターネットによるWEB調査を総務省で本年7月に実施いたしました。申請者名や番組名を伏せた上で、アンケートをすることは各申請者にご説明をしておりましたので、申請者からご提出いただいた番組概要及び週間放送番組表を提示し、番組ごとの視聴需要をはかっております。調査対象者は日本全国15歳以上の男女で、約4700人の回答を得ております。なお、この調査サンプルにつきましては、住民基本台帳の年齢階級別人口に合わせて割付けを年齢階層ごとにしております。

視聴需要調査の結果、視聴需要が高い上位2番組を「最も優位」、視聴需要中程度の2番組を「次いで優位」と評価いたしました。

⑪「周波数の有効利用」につきましては、いずれの番組も12スロットの申請であり、申請に対して過大なスロット数を使うものではないということで、「申請番組間に差はない」と評価いたしております。

以上が第二次比較審査における各審査項目の評価結果でございます。21ページになりますが、これらの審査を経て、優位とされた審査項目のより多い申請番組を認定することといたします。

この結果、今回、指定可能な周波数の範囲において、よしもとチャンネル、BS Japanet Next、BS松竹東急を認定番組とさせていただきたいと考えております。これによりまして、認定可能スロット数は36から0になるということになります。

そのため、第一次比較審査、第二次比較審査で劣後しました4番組につきましては、認定を拒否することといたしました。また、BS松竹東急は標準画質でも申請を出しておりましたが、ハイビジョンで認定がなされるという結果となりましたため、取下げとなりました。

22ページをご覧ください。審査の結果、既存番組の高度化を行う1者、新規参入の3者をそれぞれ認定させていただくことについてお諮りさせていただきたいと考えております。

23ページ以降は、諮問書を添付させていただいております。時間の関係等で割愛させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○吉田会長　ご説明どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

それでは、最初に私から幾つか確認させていただきます。この審査基準については、すでにパブリックコメントを行った上で改正、公表されたというご説明があったのですけれども、具体的にはどのあたりまであらかじめ公表された

のか知りたいのですが。例えば、さっきのご説明の中で気になりましたのは、第二次比較審査の中で7番目の「字幕番組等の充実」です。すなわち、字幕付与率は全申請番組が75%以上で差はないということで、今回、解説付与率が5%以上か、3%から5%の間か、3%未満かということで評価されたところなのですが、このあたり、解説付与率が一様にまだたかだか5%前後であることを考えますと非常に差が小さいと思ったのですが、それでもあえてこれで評価されたわけですが、この点なども事前に公表されていたのでしょうか。

併せてもう1点、最後10番の視聴需要の比較審査についてお伺いします。調査の結果どのぐらいの視聴需要の差があったのかわからないですが、3段階で相対評価されたということですが、このあたりの評価のやり方等は事前に決まっていたのでしょうか。その点を確認させていただければと思います。

○吉田衛星・地域放送課長 審査基準において、字幕番組の比率については、「より割合が高いこと」と記載されております。10ページの「審査基準の内容」で根拠を記載しておりますが、審査基準上はそのような書きぶりとなっております。ご指摘の点は、今回の審査に当たり、どこでこの評価の線引きをするのかを検討いたしまして、1つの目安になりましたのは先ほどご紹介した指針でございます。字幕番組ですと、2027年度に50%以上達成する。また、解説番組は5%以上に努めるということ、また第一次比較審査で字幕番組について5割以上を1つのメルクマールにしていることを総合的に勘案しまして、先ほどご説明させていただいたとおり3段階で審査をさせていただいたということです。会長ご指摘のとおり、解説番組というのはまだまだこれからというところもございますが、新規に入ってきていただく方々には、むしろある意味リードしていただくことも必要かと思っております、今回の審査とさせていただきます。

また、視聴需要につきましては、審査基準上は「視聴者の需要がより高いも

のであること」という書きぶりとなっております。今回それをどのようにはかるかについては、7月にアンケートを取る前に様々な検討をいたしました。WEB調査を行って、一定の回答数も得られたとっておりますので、ここのはかり方はいろいろあると思えますけれども、今回はこのような調査にさせていただきました。その結果、上位2者を「最も優位」とし、3位、4位については、「次いで優位」という形で今回、審査したということでございます。

○吉田会長 はい。ざっと見られて、3段階評価と視聴需要の結果とは、大体それに見合うぐらいの差はあったと理解してよろしいのですか。その点が気になったのですが。

○吉田衛星・地域放送課長 そういう意味では、およそ差がないところを事務局で細分化して評価したということではありません。それなりの差がついて、このような結果になったということでございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○兼松代理 インターネットのWEB調査ですけれども、これは外部に委託されたのだと理解しておりますが、その調査会社はどのように選定されたのでしょうか。

○説明補助者 一般競争入札により、委託先を決めさせていただきました。

○兼松代理 幾つかの中から決めたということですね。

○説明補助者 はい。複数社が出てきた中で競争入札になっております。

○兼松代理 それから、サンプル数の設定とか、実施の仕方について、その辺はどのような手順で決められたのでしょうか。

○吉田衛星・地域放送課長 あらかじめ調達の仕様書において「4,000人以上」という一定の回答数を幅広く各年代から得ることを要求しております。

○兼松代理 それとこの住基台帳に合わせて割付けできるぐらいの標本数は確

保するということですね。

○吉田衛星・地域放送課長 そうですね。そこがないと、そもそもの……。

○兼松代理 ええ、意味をなさなくなる。

○吉田衛星・地域放送課長 正当性が問われるということにもなりますので、一定数確保することは求めているところでございます。

○兼松代理 わかりました。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○林委員 会長と会長代理の質問内容と同じところで、一般的には今、ご説明いただいたように、放送番組の多様性であるとか、視聴需要に重点を置いた審査というのは放送の公共性、公益性にかなった結構なことだと思ひまして、それ自体に全く異論はないのですけれども、その評点のところでは、これもおそらく非常にご苦労されて、以前も評点が接近して、なかなか甲乙つけづらいという事例がたくさんあった中で、今回いろいろ工夫をされた結果として、こういう比較審査を上げることはできたのは、大変望ましいと思うのですが、先ほど来、ご質問のあった視聴需要です。これは唯一の決まった方法が別にあるわけではなくて、いろいろある中で、それと比較審査の中でやっていくものだと思うのです。これでかなり評価が変わってきたところもあるので、この概要のパワーポイントだけを拝見していますと、調査の概要がまさしく概要で、もう少し手法であるとか、聞き方であるとか、先ほど課長が口頭でご説明されたことで大分わかったのですけれども、そこをもう少し外部にもわかる形で、差しさわりのない形で先ほど来の事業者の選定だとか、そのあたりも可能な限り情報公開、透明性をもってしていただけると、より納得感が得られることにはなるとは思ひました。事前に対処注意で番組表、タイムテーブルも拝見させていただきまして、多分、これからいろいろ詰めていかれると思うのですが、これを見ても役に立つ教養番組とか、気になる時事ニュースとか、非常

にバクツとした形で表現されていますので、実際、また番組の放送がなされていくと、さきほどのアンケート結果も多少変化があるところもあるかもしれないので、今後またこういう形で調査をやられるかと思っておりますので、事後検証といたしますか、よりよい調査、視聴需要の的確な把握に努めるように、さらなる改善をお願いしたいところがございます、そこは希望として申し添えたいと思います。

以上です。

○吉田衛星・地域放送課長 ご指摘のように、視聴需要については、今回どういう形で評価すべきかというのを事前に検討した結果、アンケートを行うことにいたしました。調査方法については様々な選択肢があると思っておりますけれども、今回、我々ではこれが最善の選択だろうということでやらせていただきました。ただ、おっしゃるように初めての試みでもございましたので、本日はいただいたご指摘もそうですし、我々の中でも改善すべき点がなかったか、どういうところで透明性をより担保していくのかなど、よりよい調査方法について検討を進めてまいりたいと思います。色々ご指摘、気になる点等あるのかもしれませんが、そこは肝に銘じたいと思います。

○林委員 よろしくお願ひいたします。

○吉田会長 よろしくお願ひいたします。ほかにいかがでしょうか。

私からもう一点、伺いたいのですけれども、今回、この審査の結果をざっと拝見いたしまして、よしもとチャンネルの出資者が吉本興業株式会社となっています。吉本興業につきましては先日来、一部の所属芸人の方が反社会的な勢力との付き合いがあったとか、あるいは闇営業と言うのでしょうか、そういった一連の問題がかなり報道されたこともあり、その点が少々気にはなったところです。現在、吉本興業としてはコンプライアンスの遵守、徹底に向けて努めておられることは承知していますが、このようなときにこのような申請が出て

きて審査に当たられた総務省サイドのご意見をお伺いできるとありがたいです。

○吉田衛星・地域放送課長 ありがとうございます。ご指摘のカワイイアン・ティービーにつきましては、審査基準に基づき他の申請者との比較審査をある意味、粛々と進めさせていただきました。その結果優位性が認められて、認定をさせていただきたいという形でお諮りしております。あくまでも審査自体はカワイイアン・ティービーから提出された申請内容に基づいて、審査基準と照らし合わせて実施したものでございまして、その結果ということでございます。ご指摘のいろいろな問題につきましては、我々も報道等で吉本興業において経営アドバイザー委員会を設置されて、コンプライアンス体制の強化に向けた取組を進められていらっしゃることは承知しておりますが、今回の審査はあくまでも審査基準に照らし合わせて提出のありました申請書等に基づいて実施したということでございます。

○吉田会長 報道等でいろいろ言われていますけれども、今おっしゃったとおり、吉本興業自体はコンプライアンス体制の強化に努めていらっしゃるというところを評価というか、信用した上で、粛々と事前に定められた審査基準に従って審査した結果、認定に至ったということですね。

○吉田衛星・地域放送課長 そのとおりです。

○吉田会長 わかりました。

○兼松代理 今の会長のコメントに関しまして、逆に申しますと、この審査基準の中にコンプライアンスといった観点も含めていくこともご検討されてはどうかという感じもいたしました。

○吉田衛星・地域放送課長 ご指摘の点について、例えば今の放送法及び審査基準において、そういうコンプライアンス的なものを評価する観点が全くないのかというご懸念なのかもしれませんが、放送法第93条の第5項に、認定をすることが放送の普及及び健全な発達のために適切であることという条項がご

ございます、一般論として申し上げれば、これに適合しないと認定できないということになります。ただ、そういったコンプライアンスの観点が今回の審査基準に明確にあるというものではありませんので、それも1つのご指摘として我々も必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○吉田会長 ほかに皆様からよろしいでしょうか。

それでは、特にほかにご質問等ないようでしたら、諮問第22号は、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了します。答申書は所定の手続により、事務局から総務大臣宛てに提出してください。

なお、次回開催日時ですが、10月8日火曜日の15時を予定しております。

それでは、本日の審議会を終了します。どうもありがとうございました。